

## 監視社会のゆくえ

「秘密保全法に反対する愛知の会 5周年総会+記念講演」が中区役所ホールで開催された。総会では白熱した議論の末、会の名称に「共謀罪に反対する」を入れることになった。380人も参加者があった。

写真は「監視社会のゆくえ～共謀罪が日本社会にもたらすもの」と題した対談。話し手はジャーナリストの青木理さん。聞き手は弁護士で当会事務局長の浜島将周さん。共同通信社で社会部・外信部などの記者として活躍し、現在はフリーのジャーナリストとして多くの著作がある青木さんの話は、リアルで説得力があった。



中日新聞 3月22日社説「刑法の原則が覆る怖さ」を思い起こしながら、青木さんの話に耳を傾けた。ここでは、社説を抜粋して紹介しておきたい。

盗みを働こうと企む二人組がいたとしよう。だが、人間というのは犯罪を共謀したからといって、必ず実行に移すとは限らない。現場を下見に行ったとしても、良心が働いて「やっぱり悪いことだからやめよう」と断念する。そんなことはいくらでもある。共謀罪が恐ろしいのは、話し合い合意するだけで罰せられることだ。この二人組の場合は共謀し、下見をした段階で処罰される。そんな法案なのだ。なにも盗んではないのに。

共謀罪の考え方は、日本の刑事法の体系と全く相いれない。日本では既遂を処罰する、これが原則である。心の中で考えただけではむろん犯罪たり得ない。犯罪を実行して初めて処罰される。未遂や予備、陰謀などで処罰するのは、重大事件の例外としてである。だから、この法案は刑事法の原則を根本からゆがめる。しかも、277もの罪に共謀罪をかぶせるというのは、対象犯罪を丸暗記していない限り、何が罰せられ、何が罰せられないか、国民には理解不能になるだろう。

危惧するのは、この法案の行く末である。犯罪組織の重大犯罪を取り締まるならともかく、政府は普通の市民団体でも性質を変えた場合には適用するとしている。米軍基地建設の反対運動、反原発運動、政府批判のデモなどが摘発対象にならないか懸念する。

専門家によれば、英米法系の国ではかつて、共謀罪が労働組合や市民運動の弾圧に使われたという。市民団体の何かの計画が共謀罪に問われたら…。全員のスマートフォンやパソコンが押収され一網打尽となってしまう。もはや悪夢というべきである。実は捜査当局が犯行前の共謀や準備行為を摘発するには国民を監視するしかない。通信傍受や密告が横行しよう。行き着く先は自由が奪われた「監視社会」なのではなかろうか。

(2017年3月28日)